2027年度前期入試問題（行政法）解説

【出題意図】

本問は、行政手続に関する基本的理解を問う問題である。行政手続の代表的な論点である理由提示の瑕疵につき、判例の判断枠組みを理解した上で事例問題において具体的な検討ができるかを問うとともに、行政手続に関する重要判例についての理解を問うた。

問（１）では本件処分が行政手続法２条４号にいう「不利益処分」にあたり、不利益処分手続にかかる同法１４条の理由提示の定めが適用されることを踏まえた上で、理由提示に係る判例の判断枠組みに照らして本件処分における理由提示の瑕疵の有無を検討することができるかを問うている。

判例の判断枠組みについては、判例が繰り返し説明する理由提示の趣旨として、①「行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに」、②「処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨」を確認することが求められる。理由提示として求められる内容、程度に関する判例の判断枠組みは理由提示の趣旨から論理的に導かれるからである。

一方、判断枠組み自体については、判例においても必ずしも同一の文言で説明されているわけではなく、判決ごとに表現が若干異なっており、少なくとも本問においては特定の判決の文言をそのまま再現することは求めていない。もっとも理由提示に求められる内容につき「総合考慮して」決定するといった判例の文言では具体的な検討において判断の指針とならないことから、具体的な検討につながるように、理由提示に何を記載すべきか、どの程度具体的に記載すべきかについて説明することが求められる。

その上で、説明した判断枠組みを用いて本問の事例について具体的に検討することとなる。具体的な検討においては、一般論ではなく、本問の具体的な事実を指摘しながら理由提示に瑕疵があるとの主張を導くことが求められる。

そして、手続の瑕疵については、その瑕疵により処分が取り消されるべきか否かを必ず検討する必要があるが、理由提示の瑕疵については判例上当然に処分の取消事由とされていることを指摘することとなる。

以上は、本問に限らず理由提示の瑕疵に関する事例問題について共通に妥当する事柄であり、教科書に書いてある基本的な内容である。

なお本問は、問題文の下線部において聴聞手続の意見聴取の際に説明しているとの行政側の主張に反論することを求めている。この点は授業や教科書において必ずしも明確に説明されていない可能性があるが、理由提示の趣旨から出発して論理的に理解していれば自分の頭で考えて導くことができる答えである。すなわち聴聞手続における行政側の説明がそのまま処分理由になっているとは限らず、聴聞手続における当事者の言い分を踏まえて処分理由を変更している可能性があり、それこそが聴聞手続の手続的意義である。聴聞手続とその後になされる処分との対応関係を示すことも理由提示の重要な機能である。

一方、問（２）では行政手続に関する重要判例である最大判平成４年７月１日（民集４６巻５号４３７頁、いわゆる成田新法事件最大判）に関する基本的理解を問うた。同判決は法科大学院入試の事例問題においては直接解答の手がかりとなることはあまりないと思われるが、行政手続の基本的な考え方を示す重要な判決として、法科大学院での事例問題の学修においては不可欠の前提知識であることから、法科大学院での行政法学修の準備ができているかを問う意味で出題した。

具体的には、同判決が行政手続法の前提となる憲法の適正手続保障の要請につき憲法３１条説に立ち、刑事手続を出発点として行政手続のあり方を考えている点を理解しているかを問うている。同判決は①憲法の適正手続保障は刑事手続だけでなく行政手続にも及ぶ可能性があるとの判断を示すとともに、②行政手続と刑事手続の性質の差異、行政手続の多様性に鑑み、常に事前の意見聴取手続が必要とされるわけではないとの判断を示しており、このような同判決の両面を捉えてその意義を説明することが求められる。

【採点のポイント】

問（１）では、まず判例が繰り返し説明する理由提示の趣旨を正確に再現できているかが重要な採点ポイントとなる。一字一句判例の文言通りである必要はないが、実質的に判例の説明と同一といえるか否かを重視した。例えば「不服の申立ての機会を付与する趣旨」といった表現は、理由提示がなくても不服の申立ての機会は与えられているので、正確とはいえない。

その上で、理由提示の趣旨から判断枠組みが導かれる論理が明確に示されているかがポイントとなる。理由提示の趣旨「に鑑みて」といった表現に続けて理由提示の判断枠組みを提示するなど、なぜそのような理由提示の判断枠組みとなるのか、理由提示の趣旨と関連付けて説明することが必要である。判断枠組みとして記す内容についても、理由提示の趣旨から判断枠組み、その判断枠組みに基づく事案の具体的検討へと続く論理展開がみてとれるような具体的記述であるか否かを重視した。事案の具体的検討においても同様の観点から採点している。

また、理由提示の瑕疵が当然に処分の取消事由となる点については様々な説明がありうるところであるが、理由提示の瑕疵と他の手続的瑕疵を区別しているか否かを採点ポイントとした。理由提示の瑕疵と他の手続的瑕疵の違いを論理的に説明している答案も少なくなかったが、そこまで説明しなくても判例において理由提示の瑕疵と他の手続的瑕疵が区別されていることを指摘していれば評価した。これに対し、他の手続的瑕疵に関する判例の判断枠組み（個人タクシー最判など）に基づく検討が適切でないことは言うまでもない。また、行政手続法上の手続の瑕疵であるから、とか重要な手続の瑕疵だからといった説明は、手続の瑕疵と処分の取消事由との関係という論点に気づいている限りにおいて一定の評価はありうるが、手続の差異や事案の如何に関わらずあらゆる手続の瑕疵に一般的に妥当する説明であり、具体的な問題を踏まえた検討とはいえないため、高く評価することはできな

い。そのような事案を踏まえない簡単な説明で良しとする見解が流布していることは承知しているが、例えば行政手続法上の手続の瑕疵といっても、聴聞手続における瑕疵には様々な態様が考えられるのであり、一律の判断にはなじまないと思われる。

なお聴聞手続における説明ではわからないとする答案は、その説明自体のわかりやすさを問題にしているのだとすると、理由提示の瑕疵は聴聞手続における説明の如何にかかわらず問題とされるべきであるので、適切とはいえない。

問（２）では最大判が憲法３１条に言及していること、憲法の適正手続保障は刑事手続だけでなく行政手続にも及ぶ可能性があると判示していること、行政手続は刑事手続とは性質が異なり、多種多様であると判示していることなどを指摘できているかという観点から採点した。

【講評】

問（１）は理由提示の瑕疵に関する基本的な問題であり、法科大学院入試でも頻出の典型的論点であることから、多くの答案において基本的な検討の手順は踏まえられていた。

もっとも判例が繰り返し説明する理由提示の趣旨について、必ずしも正確に再現できていない答案も散見された。理由提示の問題を解く上で不可欠の記述内容であり、確実に頭に入れておいて欲しい。また、本件処分を申請に対する処分としたり、行政手続法１４条ではなく同法８条の理由提示や同法１３条に言及する答案も散見されたが、行政手続法の基本的な事柄なので正確に記述して欲しい。

他に気づいた点として、問題文下線部の行政側の主張に関し、理由提示の瑕疵の治癒について検討した答案が少なからずあったことは想定外であったが、問題文をよく見直して欲しい。裁判において Y 県が主張するとされたのは、下線部の発言部分に関してであって、そのように「応答した」部分は除外されている。理由提示の瑕疵の問題であるから瑕疵の治癒の問題に直結してしまったのかもしれないが、問題文を注意深く読むことを強く意識するようにして欲しい。

また、公開による意見の聴取が行われていないとする答案も散見されたが、問題文には「聴聞手続を適法に実施した」と明記している。問題文をよく読むよう、あらためて注意喚起しておく。

なお理由提示の瑕疵について問うているにもかかわらず、裁量の有無について延々と検討する答案が散見された。さらに処分性や原告適格について延々と記述する答案も少なからずみられたが、これらの論点はそもそも出題範囲外である。行政法について何か勉強したらしいということは伝わるものの、事例問題と向き合うことなく、ともかく知っていることを書いたという印象である。行政法においては問題となっている論点を正確に捉えることが重要であり、勉強の仕方を見直して欲しい。

一方、問（２）は基本的な知識を問う問題であるが、最大判について全く説明できない答案が続出したことは予想外であった。容易に答えられる問題だと考えて出題したが、事例問

題のみであった従来の出題とは異なり、知識を問う問題であったことから対応できなかったものと推測される。入試問題の傾向を踏まえた学習は重要であるが、そのような学習のみに終始すると、行政法の基本的な理解に至らず、後々の学習の前提を欠くこととなり、長期的には問題が大きい。視野を広げて総合的な観点から基本に忠実な学習を意識して欲しい。